

社会福祉法人 あやめ会 報酬及び慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あやめ会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人の管理運営に実質的に関与する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 通勤手当については、給与規程に準じ、職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対して、報酬等は支給しない。ただし、正規の時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤役員に準じて支給される。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月25日（支払日が金融機関休業日の場合はその前日）に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、必要な都度支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(功労記念品)

第5条 役員及び評議員が一定期間以上、継続して任務に遂行され、その後退任される時は功労記念品を贈呈する。なお本件は理事会審議の承認を要する。一定期間と功労記念品の金額については別表2の定めるところによる。

(傷病見舞金)

第6条 役員及び評議員が傷病により入院2週間以上に及んだときは、別表3に定める傷病見舞金を支給する。

(弔慰金)

第7条 役員及び評議員、親族等が死亡したときは別表4に定める弔慰金を支給するほか、葬儀に際して供花及び弔電を供えることができる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

平成15年12月20日制定の社会福祉法人あやめ会 報酬規程は廃止する。
この規程は、令和4年12月17日から施行する。

別表 1 報酬

常勤役員	報酬月額	備考
理事長	700,000 円以内	理事会等の出席、法人及び 施設業務のための出勤含む
副理事長(業務執行理事)	円以内	
理事	円以内	
評議員・非常勤役員	報酬日額	1人あたりの各年度の総額
評議員会、理事会、監査等への出席	10,000 円(税引き後)	評議員：年額 50,000 円以内
上記の他、法人・施設業務のため出勤	5,000 円(税引き後)	役員：年額 200,000 円以内

別表 2 功労記念品

任期	記念品金額	記念品
4年以上8年未満	10,000 円程度	商品券又はカタログギフト等
8年以上16年未満	30,000 円程度	同上
16年以上20年未満	50,000 円程度	同上
20年以上	100,000 円程度	同上

別表 3 傷病見舞金

区分	支給基準額	備考
傷病見舞金	10,000 円	
業務上の傷病による見舞金	30,000 円	通勤災害も含む

別表 4 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000 円	弔電・供花
副理事長	70,000 円	
その他役員等	50,000 円	
配偶者	30,000 円	
父母	10,000 円	
配偶者の父母	10,000 円	
子	30,000 円	